

宮崎県文書センターにおける利用制限期間取扱要綱

令和元年11月13日
総務部総務課

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県文書センター管理規程（平成14年7月17日総務部総務課定め。以下「管理規程」という。）第7条第1項第1号に該当する歴史資料文書及び県史資料文書（以下「歴史資料文書等」という。）の取扱いについて定めるものである。

(基本方針)

- 第2条 歴史資料文書等に記録されている情報が管理規程第7条第1項第1号に規定する利用制限情報に該当するかどうかの判断は、利用に供する時点における状況を勘案して行うものとする。
- 2 管理規程第7条第4項の規定による「時の経過を考慮する」に当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方にに基づき、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合には必要最小限の制限を行うこととする。
 - 3 当該歴史資料文書等に記録されている情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する要配慮個人情報に該当するものの取扱いに関しては、当該情報に記録された個人若しくは法人その他の団体の権利利益を害することとならないよう、特に慎重に取り扱うものとする。

(閲覧の利用制限)

第3条 個人若しくは法人その他の団体の秘密保持のため、又は公益上の理由により利用に供しない歴史資料文書等の利用制限期間は、別表によるものとする。

(利用制限期間経過後の措置)

第4条 前条による利用制限期間が経過した場合であっても、利用に供することが不相当と認められる歴史資料文書等については、利用制限期間を延長することができる。

附 則

この要綱は、令和元年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

利用制限期間基準表

情報の種類		具体的な情報の例示			
		制限期間	50年	80年	110年を超える適切な期間
1 個人に関する情報			個人の秘密であって、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	個人の重大な秘密であって、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	個人の特に重大な秘密であって、当該個人又はその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの
	基本情報		・住所、氏名（他の例示情報と照合されるものを除く。）	・本籍、国籍、在留カード（外国人登録）	・戸籍謄本 ・人種、世系、民族
	内心情報		・趣味、嗜好		・信条（政治信条、政治活動の経歴、宗教法人の信者名簿）
	家庭、経歴、社会活動等に関する情報		・職歴、学歴 ・服務、勤務評定 ・軍歴	・家族、親族、婚姻等 ・生活相談記録 ・各種試験結果 ・各種資格に関する情報 ・懲戒免職	・社会的身分等（同和地区関連名簿、非嫡出子、棄児、生活保護、里親 ・里子、成年後見等）
	心身の状況に関する情報		・身体的特徴（外観、容貌） ・身体検査の数値		・病歴 ・心身の機能の障がい（身体障害者手帳交付関係、療育手帳交付関係等） ・健康診断等の結果 ・医師等による指導、診療、調剤
	犯罪、事件、紛争等に関する情報		・行政処分（交通違反の反則金、延滞金、差押え等） ・行政と私人の紛争（不服申立て等） ・私人間の紛争 ・苦情、要望等の内容	・刑法等の犯罪歴（罰金刑以下）	・刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） ・刑事事件手続 ・少年保護事件手続 ・犯罪により害を被った事実
	財産状況に関する情報		・所得証明書、納税証明書、固定資産評価書、不動産売買契約書、預金残高証明書		
2 法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報			・代表者の印影、事業計画書、収支予算書、預金の口座番号、納税額 ・生産、技術等に関する情報（仕様書、設計書、開発技法、生産管理技術の記録等）		
情報の種類		具体的な情報の例示		制限期間	
3 犯罪の予防等に関する情報	公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの		・情報収集活動に関する情報、捜査等の手法・技術・体制・方針等、犯罪行為の手口・技術等 ・県警、警察署の竣工図面、金庫の位置が分かる竣工図面、危険物に係る工場の施設・設備	公共の安全と秩序の維持に支障があると認められる期間	
4 法令等により閲覧等が禁じられている情報			・指定統計調査票、結核登録票、建設工事紛争審査会の調停及び仲裁記録	法令等に基づく期間	
5 県の機関、国、独立行政法人、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社における事務又は事業の遂行に支障のある情報			・国等との協力関係又は信頼関係を阻害する情報、合議制機関等の会議に係る情報、同種の事務事業の遂行に支障を及ぼす情報	事務又は事業に支障があると認められる期間	

※ 本表に定める制限期間は、個人又は法人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として例示したものである。適用に当たっては、当該個人の生存状況、当該情報の具体的な性質、当該情報が記録された当時の状況、時の経過等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。

※ 本表に定める制限期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史資料文書等が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。